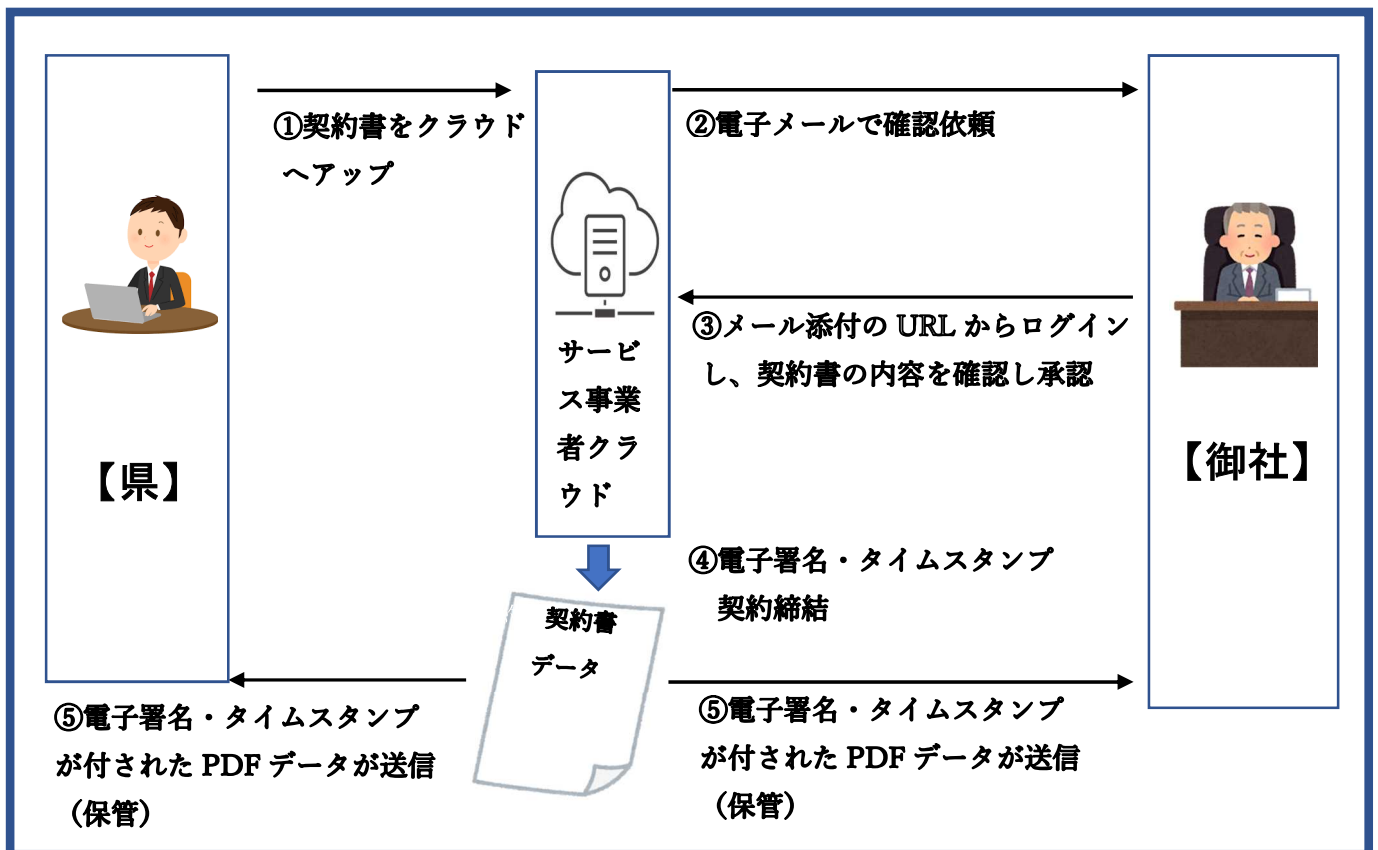


## 立会人型電子契約の利用について

県では、令和3年5月31日(月)から立会人型電子契約サービスを導入しております。このサービスは、電子メールアドレスがあれば利用可能ですので、ぜひ、ご利用ください。

○「電子契約サービス」とは、契約書への押印に代え、電子署名を付与することにより契約締結できるサービスです。今回、県で導入した立会人型電子契約サービスの概要については以下の図のとおりです。なお、事業者の方が行っていただく操作は、下図の③となります。



### 【利用について】

・事業者の方はサービス利用等の登録手続きは必要なく、費用も掛かりません。

#### <問い合わせ先>

利用にあたっては、各入札案件等の発注所属にお問い合わせ下さい。